

令和7年度
向日市ゼロカーボン推進補助金
(太陽光発電設備等設置補助金)
太陽光発電設備<2>・蓄電池<5>
交付申請の手引き

平成29年度から実施している「向日市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金」を、令和7年度から「向日市ゼロカーボン推進補助金」に名称変更しました。



令和7年4月
向日市 環境産業部 ゼロカーボン推進課

<概要>

向日市では、2050年ゼロカーボンシティを実現するため、個人の戸建住宅に太陽光発電設備と蓄電池を同時設置された者に、設置費用の一部を予算の範囲内において補助します。

I 令和7年度の主な変更点

- 補助金事業名称の変更
- 申請書等様式の変更
- 提出書類の削減

（市が申請者の住民基本台帳と市税の滞納状況を閲覧することについて、申請者の同意をいただける場合は、住民票の写しと市税完納証明書の提出が不要になりました。）

II 補助対象設備

○ 共通要件

- ア 各種法令等に準拠した設備であるもの
- イ 商用化され、導入実績がある設備であるもの
- ウ 中古設備でないもの
- エ PPA（Power Purchase Agreement）又はリースにより導入される設備でないもの

○ 太陽光発電設備

- ア 住宅において太陽光を利用して発電を行う設備で、当該設備の公称最大出力の合計値が2 kW以上であるもの
- イ 当該設備を用いて発電した電力を、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給した後、残余の電気を電気事業者へ供給する構造であり、電気事業者と余剰配線で系統連系しているもの又は発電した電力を全て自家消費する場合は、逆潮流防止装置（RPRなど）を備えているもの
- ウ 申請者と電気事業者との電力受給開始日から6か月以内のもの（発電した電力を全て自家消費する場合は、利用開始日から6か月以内のもの）
- エ 余剰電力を売電する場合、FIT売電及び非FIT売電のどちらも可
 - ※FIT売電：固定価格買取制度による余剰電力の売電
 - 非FIT売電：地域の新電力会社への余剰電力の売電

○ 蓄電池

- ア 太陽光発電設備と常時接続し、同設備が発電する電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置（インバーター、コンバータ等）で構成される設備であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの

- イ 国が実施している補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの
- ウ 蓄電容量の合計値が1 kWh 以上であるもの

Ⅲ 補助対象者（次の全ての要件を満たすこと）

- 市税を滞納していないこと。
- 市内の自らが居住する戸建住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置したこと。
※住宅は新築・既築どちらも可
- 本補助金を既に利用していないこと（1住宅につき1回限り）。
※転居前の住宅で利用した場合でも、転居後の住宅で利用していない場合は利用可
- 太陽光発電設備を対象とする電力受給契約を電気事業者と締結した者又は発電した電力を全て自家消費すること。

Ⅳ 補助金申請額（（1）＋（2）＝最大140,000円）

※各設備の補助金申請額は、千円未満の端数切り捨て

（1）太陽光発電設備（ア及びイの合計額）

ア 公称最大出力1 kW 当たり 10,000円（上限額40,000円）

イ 10,000円

※公称最大出力：太陽電池モジュールの最大出力の合計値

（2）蓄電池

蓄電容量1 kWh 当たり 15,000円（上限額90,000円）

Ⅴ 受付期間

- 令和7年4月28日(月)～令和8年2月27日(金)
開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（12時～13時を除く。）
※先着順で、予算に達し次第、受付終了

Ⅵ 申請方法

- 申請書類の提出は窓口のみ（郵送やメール等での提出は不可）
- 書類がすべて揃っていることを確認できれば受付をしますが、書類内容審査は、受付後に行いますので、後日、申請者にお問い合わせする場合があります。

Ⅶ 申請期間

- 申請者と電気事業者との電力受給開始日から6か月以内又は発電した電力を全て自家消費する場合は、利用開始日から6か月以内

VIII 提出書類

- 申請書類チェックリスト
- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の2）
※住民基本台帳、市税滞納状況等関係公募の閲覧に同意をいただけない場合は、次の2点が必要です。
 - ・住民票の写し（申請日前3か月以内に取得したもの）
 - ・完納証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）
- 電気事業者との電力受給契約内容の確認ができるものの写し
（発電した電力を全て自家使用する場合にあっては、利用開始日が分かるもの）
- 対象設備の設置費及びその内訳が分かるもの（領収書、売買契約書、工事請負契約書等）の写し
- 太陽電池モジュールの出力対比表（原則としてメーカー発行のもの。メーカー発行のものがない場合は販売業者等が任意様式で作成した同表及び製造番号表）の写し
- 対象設備が設置された住宅全体、設置パネル全ての面、パワーコンディショナ、蓄電設備その他付属機器のカラー写真
- 太陽電池モジュール配置図の写し
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の分かる書類（カタログなど）の写し
- 蓄電池の蓄電容量の分かる書類（カタログなど）の写し

IX 交付決定後の補助金請求

審査を通過した場合、申請日から概ね2週間程度で、交付決定通知書兼額確定通知書を申請者宛に送付します（審査に通過しなかった場合、不交付決定通知書が送付されます）。その後、概ね2週間程度で交付申請時に指定された金融機関口座にお振込みします。

X 本市の他の補助金との併用可否

- 併用可能／太陽光発電設備①及び蓄電池④
- 併用不可／蓄電池⑥

XI その他

太陽光発電設備<2>・蓄電池<5>に限り、令和7年4月1日に購入された分も対象となります。

受付窓口・お問い合わせ先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地 向日市役所本館2階 ゼロカーボン推進課

TEL：075-874-3499